

# 特定非営利活動法人島田市スポーツ協会表彰規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人島田市スポーツ協会（以下「本会」という。）の運営及び事業の遂行に貢献した者並びに島田市のスポーツ振興に寄与した者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 市内に在住する高校生以上の者
- (2) 市内の高等学校以上に在学する者
- (3) 市内に在勤する者
- (4) 市内の高等学校以上の学校
- (5) 本会に加盟している市内の団体

2 前項の規定にかかわらず、本市に関係がある者として会長が特に認めた者については表彰の対象にすることができる。

## (表彰の基準)

第3条 表彰の基準は、次の各号に該当する者で、本会加盟団体、本会事務局長、島田市スポーツ担当課長及び学校等が推薦した者とする。

- (1) 功労者表彰
  - ア 永年にわたり、本会発展のために特に功労のあった者又は団体とする。
  - イ 永年スポーツの普及、振興につとめ著しく功績のあった者とする。
- (2) 優秀指導者表彰
  - ア 永年スポーツの指導に精励し、選手又は団体の育成に著しく功績のあった者とする。
- (3) 優秀選手表彰
  - ア 当該年度の全国大会（国民体育大会を含む。）、東海大会及び県大会に出場し、優秀な成績を収めた者又は団体とする。
  - イ 当該年度の権威ある競技会において、本市の名誉を著しく高めた者又は団体とする。
  - ウ 永年競技に精進し、一般の模範と認められる者又は団体とする。
  - エ 優秀選手表彰を受ける者又は団体のうち、特に著しい活躍があったものは、特別優秀選手として表彰する。
- (4) ゴールデン・スポーツマン表彰
  - ア 永年社会に貢献し、なおスポーツ活動に精進している者とする。

## (推薦の方法)

第4条 前条により該当する者があるときは、別に定める推薦書により会長に提出する。

## (選考及び決定)

第5条 第3条により推薦された者については、次条に規定する選考委員会で選考及び

決定し、理事会に報告する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、本会正副会長及び正副理事長をもって組織する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状の授与及び記念品の贈呈を行うこととする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。